

## 地すべり防止工事における、入札参加要件の変更について

平成21年度から、地すべり防止区域における地すべり防止工事(集水井工、排水ボーリング工、アンカー工、抑止杭工)における入札参加資格が変更になります。

これまで、地すべり防止工事においては入札参加資格に「技術士に関する条件」(技術士の常時雇用)を求めてきましたが、今後は工事施工体制の中に技術者を位置づけていただくこととなります。

### ○ 対象工事

- ・ 地すべり防止工事(砂防課所管事業)
  - ① 地下水排除工(集水井工、集排水ボーリング工)
  - ② アンカー工
  - ③ 抑止杭工

### ○ 変更内容

【従 前】(～平成20年度)

- ・ 入札参加資格「技術士に関する条件」  
技術士(技術部門の「技術部門(選択科目は「土質及び基礎」又は「河川、砂防及び海岸・海洋」に限る。)」又は「応用理学部門(選択科目は「地質」に限る。)」)を常時雇用していること。  
※抑止杭工事については、特殊工事業者登録の申請資格の中で上記内容を求めていました。



【変更後】(平成21年度～)

- ・ 入札参加資格「技術士に関する条件」 → **削除**
- ・ 施工体制「地すべりに関する技術者の配置」  
該当する工事の施工期間について、施工体制の中に「技術士」(※1)又は「地すべり防止工事士」(※2)を位置づけ、現場に変状等が発生した際に確実に当該技術者と連絡がとれ、施工者としての技術的判断を下せる体制の確保を入札説明書および特記仕様書において求めます。

※1 技術士 : 技術部門の「技術部門(選択科目は「土質及び基礎」又は「河川、砂防及び海岸・海洋」に限る。)」又は「応用理学部門(選択科目は「地質」に限る。)」

※2 地すべり防止工事士 : 社団法人地すべり対策協議会の「地すべり防止工事士」資格認定試験に合格した者

問い合わせ先  
奈良県土木部砂防課砂防係  
(担当 安井、松山)